

チアフル訪問看護ステーション関 感染症の予防及びまん延防止のための指針

1 基本方針

株式会社Cheerful(以下「法人」という。)が運営するチアフル訪問看護ステーション関(以下「ステーション」という。)は、利用者及び従業者等(以下「利用者等」という。)の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのため事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な 措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定める。

2 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおりとする。

(1) 利用者及び従業者にも感染が起り、媒介者となりうる感染症

集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等)、疥癬、結核等

(2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA 感染症)、緑膿菌感染症等

(3) 血液、体液を介して感染する感染症肝炎

(B 型肝炎、C 型肝炎)等

3 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を可能な限り優先とし、次に掲げる措置を講じる。

(1) 発生状況の把握

(2) 感染拡大の防止

(3) 医療措置の対応依頼

(4) 区市町村への報告

(5) 保健所及び医療機関との連携

な知識を普及・啓発するものと併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。

4 感染症対策委員会の設置

事業所での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、事業所に感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（１）事業所における委員会の運営責任者は法人が任命する者とし、当該者を以て「専任の感染対策を担当する者」以下「担当者」という。）とする、若しくは運営責任者が任命する者とする。

（２）委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

（３）委員会は、定期的（基本的に年２回水曜日１３：００～）かつ必要な場合に担当者が招集する。

（４）委員会の議題は、担当者が決める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。

- ① 事業所内の感染対策の立案
- ② 指針・マニュアル等の整備・更新
- ③ 利用者及び職員の健康状態の把握
- ④ 感染症発生時の措置（対応・報告）
- ⑤ 研修・教育計画の策定及び実施
- ⑥ 感染症対策実施状況の把握及び評価

5 職員研修の実施

事業所は職員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を委員会の企画により次のとおり実施する。

（１）新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

（２）感染対策に関する定期的な研修を年２回以上実施する。

（３）事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練（シミュレーション）を年１回以上実施する。

6 指針の閲覧

事業所の「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」は、事業所内に掲示する。またホームページまたはSNS等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

7 その他感染の予防及びまん延防止に必要な事項

感染症の予防及びまん延防止のための事業所内研修の他、事業所外で実施する研修にも参加し、適切で確実な感染対策を実践して感染の予防及びまん延防止に努める。

附則

本指針は、令和7年8月1日から施行する。